（別表３－５－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

（略）

㈱１～７　（略）

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９～11　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000程度の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の修景図

⑸・⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

（別表３－５－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第33条第１項及び第２項の特例措置（法第14条第２項）関係

（略）

㈱１～６　（略）

７　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

８～10　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000程度の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の修景図

⑸　（略）

⑹　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

（別表３－６－①・３－６－②）　（略）

（別表３－５－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

（略）

㈱１～７　（略）

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９～11　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の修景図

⑸・⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－５－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第33条第１項及び第２項の特例措置（法第14条第２項）関係

（略）

㈱１～６　（略）

７　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

８～10　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の修景図

⑸　（略）

⑹　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－６－①・３－６－②）　（略）